

(8 設第 222号)

設 計 書	設 計 部 課 名	都市建設部設備課			
業務費	¥	設計者		精算者	
業 務 名 : 市庁舎便所衛生器具取替業務委託 (第4工区) 業 務 場 所 : 久留米市城南町 履 行 期 間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで 業 務 概 要 : 市庁舎便所衛生器具取替業務委託 (第4工区) 【改修場所】 庁舎西側 (Aコア) 便所 (地下1階, 1～2階, 5～7階, 9～13階, 15～19階) 【改修内容】 男子便所: 大便器の更新及び手すりの設置 女子便所: 大便器の更新及び手すりの設置 身障者、多目的便所: 大便器の更新 男子便所、女子便所共通 ・ウォシュレット及びリモコンの設置 ・給水管及び排水管の一部更新 ・ペーパーホルダーの更新 身障者、多目的便所 ・ウォシュレット及びリモコンの設置 ・ペーパーホルダーの更新 産業廃棄物処分					

業 務 監 理 者 都市建設部設備課

共 通 仕 様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。
公共建築工事標準仕様書（令和7年版）
公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）
建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

- 一 般 事 項
- 1 別紙図面により施工し、不明な点は市監督員の指示による。
 - 2 作業においては、市と関連業者と十分協議の上行うこと。
 - 3 工程計画は市と関連業者と十分協議の上作成すること。
 - 4 施工中、周囲の施設等に損傷を与えた場合、受注者の責任及び費用負担にて速やかに原形に復旧すること。
 - 5 業務場所内は整理整頓をし、安全管理を徹底すること。また、塗料等の溶剤は現場内に保管しないこと。
 - 6 振動、騒音・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等、周辺環境への影響を考慮し、十分な環境対策を行うこと。
 - 7 受注者は、本業務に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。
 - 8 受注者は下請業務がある場合、業務着手までに金額に応じて施工体制に関する次の書類を監督員に提出するものとする。また、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。尚、施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。また、受注者は施工体系図を業務関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、施工体制台帳には当該下請契約書または注文書等の写しを添付するものとする。
 - （1）契約金額250万円未満の業務
・・・ 施工体制台帳及び施工体系図
 - （2）契約金額250万円以上の業務
・・・ 業務外注計画書、施工体制台帳及び施工体系図
 - （3）契約金額250万円以上の業務で下請工事がない場合
・・・ 業務外注計画書（下請け工事なしで提出）
 - 9 受注者は、下請負人決定後10日以内に、下請契約報告書を監督員に提出するものとする。
 - 10 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を業務請負契約締結後1ヶ月以内に、また契約変更によって追加購入した掛金収納書の写しを工事完成時に総務部契約課に提出すること。
 - 11 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
 - 12 材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
 - 13 施工内容で資格が必要な作業については、有資格者により施工を行うことを厳守することとし、事前に資格証明書の写しを提出すること。

- 特 記 事 項
- 1 電力・用水は、無償支給とする。
 - 2 騒音が発生する場合は、事前に連絡し、十分注意して作業する事。
 - 3 官公署、その他への諸手続き及び費用は全て受注者負担とする。
 - 4 以下の保険に加入すること。契約期間は工期末＋2週間までとする。
【保険の種類】
請負業者賠償責任保険（第三者も含む）、火災保険等
 - 5 法定外の労災保険の付保
受注者は業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。
 - 6 業務請負金額が500万円以上の場合、契約後10日以内（土日祝日を除く）に工事実績情報の登録（CORINS）を行うこと。なお、登録については受注時、変更時、完成時に行うものとする。
なお、変更時と業務完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。
 - 7 建設リサイクル法に従い、発生材の分別、適正処理を行なうこと。
 - 8 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する業務である場合は、受注者は、業務の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、業務の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
 - 9 建設発生土の処分が発生する業務は、業務間流用するもの以外、全て改良土プラントに指定処分すること。また、設計の搬出先は次のとおりとする。
※搬出先の名称：(有)環境建設、所在地：久留米市荒木町今226-3
ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。
なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するように努めなければならない。
選定後に「建設発生土処分地計画書」、業務完了後に「建設発生土処分地確認書」を監督員へ速やかに提出すること。ただし、特別な場合については監督員との協議により、この限りではない。
 - 10 設計時の調査結果：石綿含有建材なし
石綿含有建材に関して大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等、その他諸法令を遵守すること。
 - 11 建築物を解体、改造又は補修する作業を伴う業務については「石綿事前調査報告書」を作成し、監督員へ提出すること。また、石綿含有建材の調査結果を行政庁に報告する必要がある業務については、報告したことが判る書類を添付すること。
- 注 意 事 項
- 本業務は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および業務中止等の協議を行うため、受注者は「設計変更協議会」の開催を求めることができる。但し、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前（履行期間が60日以下の業務については20日前）までに行なうものとする。
- 着 手 届
- 1 業務に着手（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しようとするときは、着手する前日までに書面により届けなければならない。
 - 2 着手届は、工程表と合わせて契約締結日の翌日から7日以内に提出すること。

暴力団排除に関する事項

受注者は当該業務の施工にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

暴力団等排除連携会議に関する事項

予定価格 1. 5 億円以上の業務及びその附帯業務並びに市長が必要と認めた業務（工場製作が主たる工程となる業務を除く）の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、暴力団等排除連携会議（以下「連携会議」という。）に加入しなければならない。
- 2 受注者は、当該業務の下請人を連携会議に加入させなければならない。
- 3 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による作業現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。

予定価格による設置基準	会議形態
5 億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	総会
1.5 億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	研修会

総 会：元請及び下請事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一同に会する会議

研修会：元請及び下請事業所の現場責任者が一同に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議

別 途 業 務

市庁舎便所衛生器具取替業務（第 1 工区）
市庁舎便所衛生器具取替業務（第 2 工区）
市庁舎便所衛生器具取替業務（第 3 工区）

工 程 管 理

- 1 騒音・臭気についても庁舎内に影響しないように十分に配慮すること。
- 2 業務可能な作業日は閉庁日（土日祝日等）を含むものとし、床はつり、コア抜き作業等騒音が生じる作業については、原則、閉庁日に行うものとする。
- 3 現場施工が可能な時間帯は9時から18時を基本とするが、作業中に粉塵、臭気等の影響が大きい場合、監督員と協議すること。
- 4 既設便器の撤去や、更新便器の搬入は週末に行うこと。
- 5 閉庁日に業務を行う場合は施設管理側へ所定の手続きを行うこと。

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
機械設備工事		1		式				
計								
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
計								
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式			消費税率 10 %	
工事費		1		式				

衛生器具取替工事 科目別内訳

3

機械設備工事					
名 称	数	量	単位	金 額	備 考
身障者便所⑩ Aコア地下1階	1		式		
多目的便所⑩ Aコア1階	1		式		
多目的便所⑩ Aコア2階	1		式		
共通便所② Aコア5階	1		式		
共通便所② Aコア6階	1		式		
共通便所② Aコア7階	1		式		
共通便所② Aコア9階	1		式		
共通便所② Aコア10階	1		式		
共通便所② Aコア11階	1		式		
共通便所② Aコア12階	1		式		
共通便所② Aコア13階	1		式		
共通便所② Aコア15階	1		式		
共通便所② Aコア16階	1		式		
共通便所② Aコア17階	1		式		
共通便所② Aコア18階	1		式		

衛生器具取替工事 科目別内訳

4

[illegible]

衛生器具取替工事 科目別内訳

5

撤去工事						
名 称		数	量	単位	金 額	備 考
身障者便所⑩ Aコア地下1階			1	式		
多目的便所⑩ Aコア1階			1	式		
多目的便所⑩ Aコア2階			1	式		
共通便所② Aコア5階			1	式		
共通便所② Aコア6階			1	式		
共通便所② Aコア7階			1	式		
共通便所② Aコア9階			1	式		
共通便所② Aコア10階			1	式		
共通便所② Aコア11階			1	式		
共通便所② Aコア12階			1	式		
共通便所② Aコア13階			1	式		
共通便所② Aコア15階			1	式		
共通便所② Aコア16階			1	式		
共通便所② Aコア17階			1	式		
共通便所② Aコア18階			1	式		

衛生器具取替工事 科目別内訳

6

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible][illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible][illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

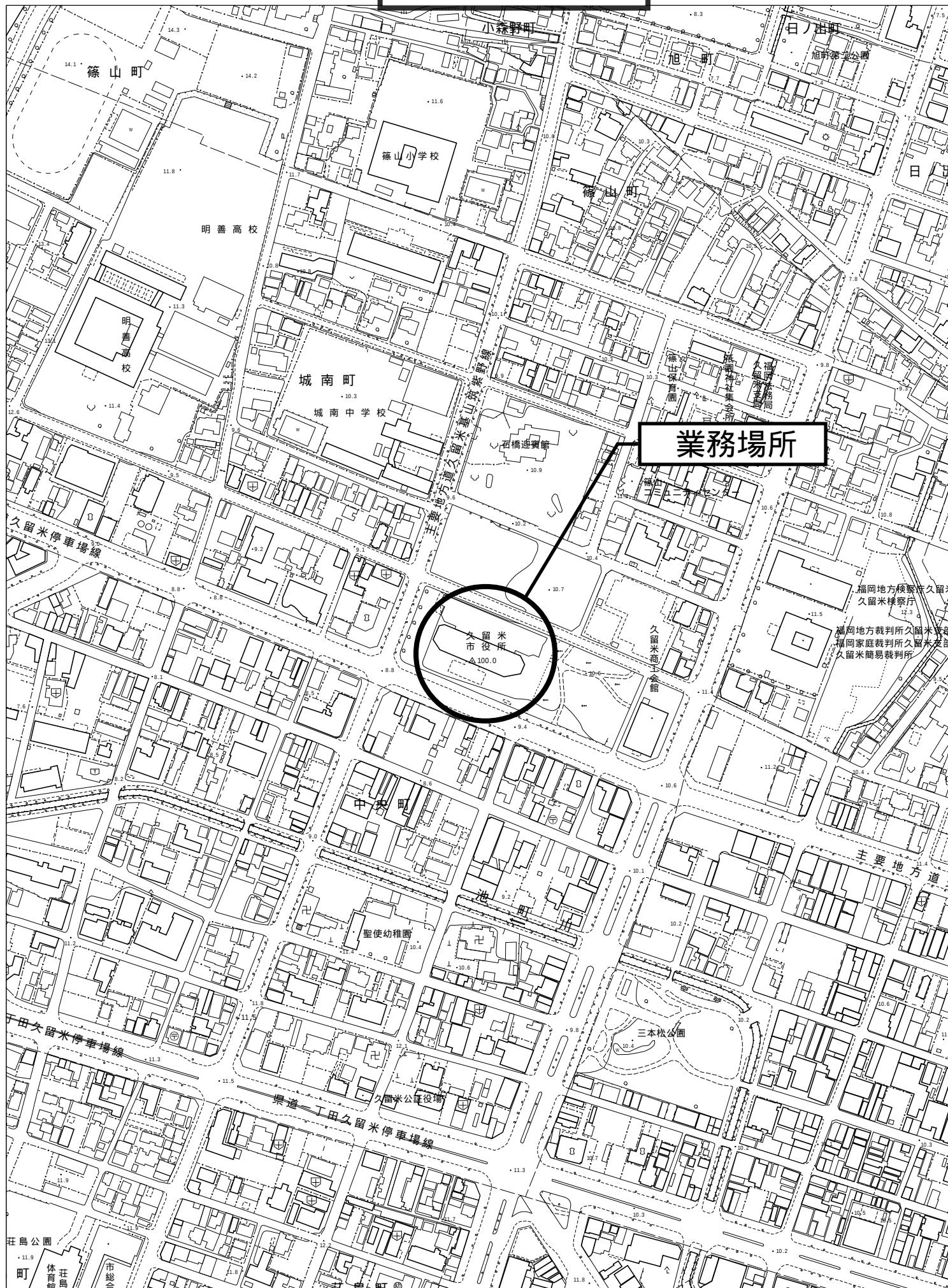
衛生器具取替工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]

付近見取図



市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）

＜ 図 面 リ ス ト ＞		
図面番号	図面名称	縮尺
M－01	図 面 リ ス ト	NO SCALE
M－02	機械設備特記仕様書	NO SCALE
M－03	配置図・付近見取図	1/200
M－04	便所系統図・作業特記事項	NO SCALE
M－05	操 作 機 器 等 配 置 図	1/20
M－06	地下1階平面図	1/200
M－07	1 階 平 面 図	1/200
M－08	2 階 平 面 図	1/200
M－09	5～7階, 9～13階, 15～18階共通階平面図	1/200
M－10	19階平面図	1/200
M－11	西側Aコア共通便所② 衛生撤去改修図（5～7階, 9～13階, 15～18階）	1/30
M－12	西側Aコア身障者多目的便所⑩・⑪ 衛生撤去改修図（地下1階, 1階, 2階, 19階）	1/30

3	他の設備項目の適用	下記のものは、9空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。 イ) 防熱壁 Ⅱ) 74kg/m ² 以上Ⅲ) 防 熱 断 熱 用 金 属 及 支 持 金 物 (た だ し 換 気 管 の み) ・一般敷地 (※ 300 ・) ・構内車庫通路 (※ 600 ・)
4	給水設備	8. 管の埋設深さ ・試験 凡例による 特記以外JIS5kgf/cm ² とする。 洗濯器及び手洗器に連結する排水管はV管と寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。且、形成した床上面部分の配管はビニール管 (VP) でもよい。 ・ビニール製伸縮継手 ・日本建築業工連会の認定を受けたものとする。 ・排水流下したのビニール製排水管には差込 (VV) ソケットを使用すること。 ・燃焼機・行わない・行方
5	排水設備	1. 弁 類 2. 弁 類 3. 洗面器等の排水管 4. 伸 縮 継 手 5. グリストラップ 6. 差込ソケット (VV) 7. 試 験 凡例による ・銅管・SUS管共に電融絶縁継手を取付ける。 ※用いる。 JISSkgf/cm ² とする。ただし、特記部分はJIS10kgf/cm ² とする。 オーバーフローはクロームメッキ銅管にて最寄りの壁に直接接続する。 排水管は、JIS64305によるSUS304 (厚さ0.7mm以上)とし、煙突はJIS63101による (・SUS・鋼板) 製 (鋼板13.2mm厚以上)とし、保温材はロックウールJISA9505とする。 イ) 脚湯水槽の保温 (・要 ・ 不要) Ⅱ) コンクリート埋設部は、保温施工する。 Ⅲ) ステンレスラッド鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 鋼板製 Ⅳ) 湯沸し・貯湯式 ・ ガス ・ 灯油 ・ 電気 ・通断スイッチ ・ 要 (・ガス圧式 ・ 水圧式) ・ 不要
6	給湯設備	1. 湯沸し・貯湯式 2. 湯沸し・貯湯式 3. 湯沸し・貯湯式 4. 湯沸し・貯湯式 5. 湯沸し・貯湯式 6. 湯沸し・貯湯式 7. 湯沸し・貯湯式 8. 湯沸し・貯湯式 9. 湯沸し・貯湯式 10. 湯沸し・貯湯式 11. 湯沸し・貯湯式 12. 湯沸し・貯湯式 13. 湯沸し・貯湯式 14. 湯沸し・貯湯式 15. 湯沸し・貯湯式 16. 湯沸し・貯湯式 17. 湯沸し・貯湯式 18. 湯沸し・貯湯式 19. 湯沸し・貯湯式 20. 湯沸し・貯湯式 21. 湯沸し・貯湯式 22. 湯沸し・貯湯式 23. 湯沸し・貯湯式 24. 湯沸し・貯湯式 25. 湯沸し・貯湯式 26. 湯沸し・貯湯式 27. 湯沸し・貯湯式 28. 湯沸し・貯湯式 29. 湯沸し・貯湯式 30. 湯沸し・貯湯式 31. 湯沸し・貯湯式 32. 湯沸し・貯湯式 33. 湯沸し・貯湯式 34. 湯沸し・貯湯式 35. 湯沸し・貯湯式 36. 湯沸し・貯湯式 37. 湯沸し・貯湯式 38. 湯沸し・貯湯式 39. 湯沸し・貯湯式 40. 湯沸し・貯湯式 41. 湯沸し・貯湯式 42. 湯沸し・貯湯式 43. 湯沸し・貯湯式 44. 湯沸し・貯湯式 45. 湯沸し・貯湯式 46. 湯沸し・貯湯式 47. 湯沸し・貯湯式 48. 湯沸し・貯湯式 49. 湯沸し・貯湯式 50. 湯沸し・貯湯式 51. 湯沸し・貯湯式 52. 湯沸し・貯湯式 53. 湯沸し・貯湯式 54. 湯沸し・貯湯式 55. 湯沸し・貯湯式 56. 湯沸し・貯湯式 57. 湯沸し・貯湯式 58. 湯沸し・貯湯式 59. 湯沸し・貯湯式 60. 湯沸し・貯湯式 61. 湯沸し・貯湯式 62. 湯沸し・貯湯式 63. 湯沸し・貯湯式 64. 湯沸し・貯湯式 65. 湯沸し・貯湯式 66. 湯沸し・貯湯式 67. 湯沸し・貯湯式 68. 湯沸し・貯湯式 69. 湯沸し・貯湯式 70. 湯沸し・貯湯式 71. 湯沸し・貯湯式 72. 湯沸し・貯湯式 73. 湯沸し・貯湯式 74. 湯沸し・貯湯式 75. 湯沸し・貯湯式 76. 湯沸し・貯湯式 77. 湯沸し・貯湯式 78. 湯沸し・貯湯式 79. 湯沸し・貯湯式 80. 湯沸し・貯湯式 81. 湯沸し・貯湯式 82. 湯沸し・貯湯式 83. 湯沸し・貯湯式 84. 湯沸し・貯湯式 85. 湯沸し・貯湯式 86. 湯沸し・貯湯式 87. 湯沸し・貯湯式 88. 湯沸し・貯湯式 89. 湯沸し・貯湯式 90. 湯沸し・貯湯式 91. 湯沸し・貯湯式 92. 湯沸し・貯湯式 93. 湯沸し・貯湯式 94. 湯沸し・貯湯式 95. 湯沸し・貯湯式 96. 湯沸し・貯湯式 97. 湯沸し・貯湯式 98. 湯沸し・貯湯式 99. 湯沸し・貯湯式 100. 湯沸し・貯湯式 101. 湯沸し・貯湯式 102. 湯沸し・貯湯式 103. 湯沸し・貯湯式 104. 湯沸し・貯湯式 105. 湯沸し・貯湯式 106. 湯沸し・貯湯式 107. 湯沸し・貯湯式 108. 湯沸し・貯湯式 109. 湯沸し・貯湯式 110. 湯沸し・貯湯式 111. 湯沸し・貯湯式 112. 湯沸し・貯湯式 113. 湯沸し・貯湯式 114. 湯沸し・貯湯式 115. 湯沸し・貯湯式 116. 湯沸し・貯湯式 117. 湯沸し・貯湯式 118. 湯沸し・貯湯式 119. 湯沸し・貯湯式 120. 湯沸し・貯湯式 121. 湯沸し・貯湯式 122. 湯沸し・貯湯式 123. 湯沸し・貯湯式 124. 湯沸し・貯湯式 125. 湯沸し・貯湯式 126. 湯沸し・貯湯式 127. 湯沸し・貯湯式 128. 湯沸し・貯湯式 129. 湯沸し・貯湯式 130. 湯沸し・貯湯式 131. 湯沸し・貯湯式 132. 湯沸し・貯湯式 133. 湯沸し・貯湯式 134. 湯沸し・貯湯式 135. 湯沸し・貯湯式 136. 湯沸し・貯湯式 137. 湯沸し・貯湯式 138. 湯沸し・貯湯式 139. 湯沸し・貯湯式 140. 湯沸し・貯湯式 141. 湯沸し・貯湯式 142. 湯沸し・貯湯式 143. 湯沸し・貯湯式 144. 湯沸し・貯湯式 145. 湯沸し・貯湯式 146. 湯沸し・貯湯式 147. 湯沸し・貯湯式 148. 湯沸し・貯湯式 149. 湯沸し・貯湯式 150. 湯沸し・貯湯式 151. 湯沸し・貯湯式 152. 湯沸し・貯湯式 153. 湯沸し・貯湯式 154. 湯沸し・貯湯式 155. 湯沸し・貯湯式 156. 湯沸し・貯湯式 157. 湯沸し・貯湯式 158. 湯沸し・貯湯式 159. 湯沸し・貯湯式 160. 湯沸し・貯湯式 161. 湯沸し・貯湯式 162. 湯沸し・貯湯式 163. 湯沸し・貯湯式 164. 湯沸し・貯湯式 165. 湯沸し・貯湯式 166. 湯沸し・貯湯式 167. 湯沸し・貯湯式 168. 湯沸し・貯湯式 169. 湯沸し・貯湯式 170. 湯沸し・貯湯式 171. 湯沸し・貯湯式 172. 湯沸し・貯湯式 173. 湯沸し・貯湯式 174. 湯沸し・貯湯式 175. 湯沸し・貯湯式 176. 湯沸し・貯湯式 177. 湯沸し・貯湯式 178. 湯沸し・貯湯式 179. 湯沸し・貯湯式 180. 湯沸し・貯湯式 181. 湯沸し・貯湯式 182. 湯沸し・貯湯式 183. 湯沸し・貯湯式 184. 湯沸し・貯湯式 185. 湯沸し・貯湯式 186. 湯沸し・貯湯式 187. 湯沸し・貯湯式 188. 湯沸し・貯湯式 189. 湯沸し・貯湯式 190. 湯沸し・貯湯式 191. 湯沸し・貯湯式 192. 湯沸し・貯湯式 193. 湯沸し・貯湯式 194. 湯沸し・貯湯式 195. 湯沸し・貯湯式 196. 湯沸し・貯湯式 197. 湯沸し・貯湯式 198. 湯沸し・貯湯式 199. 湯沸し・貯湯式 200. 湯沸し・貯湯式 201. 湯沸し・貯湯式 202. 湯沸し・貯湯式 203. 湯沸し・貯湯式 204. 湯沸し・貯湯式 205. 湯沸し・貯湯式 206. 湯沸し・貯湯式 207. 湯沸し・貯湯式 208. 湯沸し・貯湯式 209. 湯沸し・貯湯式 210. 湯沸し・貯湯式 211. 湯沸し・貯湯式 212. 湯沸し・貯湯式 213. 湯沸し・貯湯式 214. 湯沸し・貯湯式 215. 湯沸し・貯湯式 216. 湯沸し・貯湯式 217. 湯沸し・貯湯式 218. 湯沸し・貯湯式 219. 湯沸し・貯湯式 220. 湯沸し・貯湯式 221. 湯沸し・貯湯式 222. 湯沸し・貯湯式 223. 湯沸し・貯湯式 224. 湯沸し・貯湯式 225. 湯沸し・貯湯式 226. 湯沸し・貯湯式 227. 湯沸し・貯湯式 228. 湯沸し・貯湯式 229. 湯沸し・貯湯式 230. 湯沸し・貯湯式 231. 湯沸し・貯湯式 232. 湯沸し・貯湯式 233. 湯沸し・貯湯式 234. 湯沸し・貯湯式 235. 湯沸し・貯湯式 236. 湯沸し・貯湯式 237. 湯沸し・貯湯式 238. 湯沸し・貯湯式 239. 湯沸し・貯湯式 240. 湯沸し・貯湯式 241. 湯沸し・貯湯式 242. 湯沸し・貯湯式 243. 湯沸し・貯湯式 244. 湯沸し・貯湯式 245. 湯沸し・貯湯式 246. 湯沸し・貯湯式 247. 湯沸し・貯湯式 248. 湯沸し・貯湯式 249. 湯沸し・貯湯式 250. 湯沸し・貯湯式 251. 湯沸

9	20. 地下野油槽	イ) タンク室 ・ 設けない ・ 設ける (・別働工事 ・ 本工事) ロ) 計量器 (・計量尺・直読式 (防水蓋付) リゲ付、ア) 計付共) ・ 通隔式) ハ) 土工事・オープンカット・板 (・有・無) ・ 特種基礎 (・有・無) イ) 内貼りの材料及び施工法は、標準仕様書の当該事項による。 ロ) 施工箇所は、固着した風道並びにチャンバー類とする。 ハ) 内貼りチャンパー類の寸法表示は、外形寸法とする。 共通仕様書によるほか 下記のものは本仕様による。 イ) 建物内の空気抜き管の保温は空気抜き管までとし、仕様は温水管の項による。 ロ) 空気配線と、フック(1/2)等の排水管の保温は、排水設備の項による。 ハ) 通り風道の保温 (・要 ・ 不要) ニ) 内貼りチャンパー等の保温 (・要 ・ 不要) ホ) 節水器の保温 (・要 ・ 不要) ロ) 壁べい風道の保温でフランジ部は保温材2枚重ねとする。 イ) 送排冷排管の保温 (・保温化紙ケース (※参照) ・ポリスチレン+ガルバ鋼板)
	21. 消音内貼り	・ SUS304・鋼板 板厚 (・4.5mm ※3mm) ・ 流量調節弁 ・ 流量弁 (流量弁が可能なもの) ・ 多翼対流風機・ポンプ・冷凍機・ヒートポンプ・ユニット形空調機と換気機 パッケージ型空気調和機の付属 (・防振パッド※本仕様参照防止処理) 施工区分表による
22. 保 温	22. 保 温	22. 保 温
	23. 煙 道	23. 煙 道
24. F.C.U.用調節弁	24. F.C.U.用調節弁	24. F.C.U.用調節弁
	25. 機器の防振装置	25. 機器の防振装置
26. 電気工事の範囲	26. 電気工事の範囲	26. 電気工事の範囲
	27. 湿度調整目標値	27. 湿度調整目標値
28. 予備品	28. 予備品	28. 予備品
	29. アワーメーター	29. アワーメーター
30. 度数計	30. 度数計	30. 度数計
	31. 試運転調整	31. 試運転調整
32. 風道の種別	32. 風道の種別	32. 風道の種別
	33. ダクトの工法	33. ダクトの工法
34. 排気フード	34. 排気フード	34. 排気フード
	35. 多温箇所範囲	35. 多温箇所範囲
36. 他設備項目の適用	36. 他設備項目の適用	36. 他設備項目の適用
	37. 多翼送風機の基礎	37. 多翼送風機の基礎
38. 送風機用排気風の保護	38. 送風機用排気風の保護	38. 送風機用排気風の保護
	39. ダクトの材質	39. ダクトの材質
40. 排煙口	40. 排煙口	40. 排煙口
	41. 排煙風量測定	41. 排煙風量測定
42. 中央監視制御	42. 中央監視制御	42. 中央監視制御
	43. 中央監視制御装置	43. 中央監視制御装置
44. 電源装置	44. 電源装置	44. 電源装置
	45. 制御方式	45. 制御方式
46. 電気系統	46. 電気系統	46. 電気系統
	47. 施工方法	47. 施工方法
48. 処理能力	48. 処理能力	48. 処理能力
	49. 型式	49. 型式
50. 放流水質性能	50. 放流水質性能	50. 放流水質性能
	51. 電源	51. 電源
52. 工事範囲	52. 工事範囲	52. 工事範囲
	53. 流入管径	53. 流入管径
54. 流出方法	54. 流出方法	54. 流出方法
	55. 臭突	55. 臭突
56. フローシート	56. フローシート	56. フローシート
	57. 荷重強度	57. 荷重強度
58. 水質管理	58. 水質管理	58. 水質管理
	59. 配管材料	59. 配管材料
60. 地下水位	60. 地下水位	60. 地下水位
	61. 排水設備	61. 排水設備
62. 排水設備	62. 排水設備	62. 排水設備
	63. 排水設備	63. 排水設備
64. 排水設備	64. 排水設備	64. 排水設備
	65. 排水設備	65. 排水設備
66. 排水設備	66. 排水設備	66. 排水設備
	67. 排水設備	67. 排水設備
68. 排水設備	68. 排水設備	68. 排水設備
	69. 排水設備	69. 排水設備
70. 排水設備	70. 排水設備	70. 排水設備
	71. 排水設備	71. 排水設備
72. 排水設備	72. 排水設備	72. 排水設備
	73. 排水設備	73. 排水設備
74. 排水設備	74. 排水設備	74. 排水設備
	75. 排水設備	75. 排水設備
76. 排水設備	76. 排水設備	76. 排水設備
	77. 排水設備	77. 排水設備
78. 排水設備	78. 排水設備	78. 排水設備
	79. 排水設備	79. 排水設備
80. 排水設備	80. 排水設備	80. 排水設備
	81. 排水設備	81. 排水設備
82. 排水設備	82. 排水設備	82. 排水設備
	83. 排水設備	83. 排水設備
84. 排水設備	84. 排水設備	84. 排水設備
	85. 排水設備	85. 排水設備
86. 排水設備	86. 排水設備	86. 排水設備
	87. 排水設備	87. 排水設備
88. 排水設備	88. 排水設備	88. 排水設備
	89. 排水設備	89. 排水設備
90. 排水設備	90. 排水設備	90. 排水設備
	91. 排水設備	91. 排水設備
92. 排水設備	92. 排水設備	92. 排水設備
	93. 排水設備	93. 排水設備
94. 排水設備	94. 排水設備	94. 排水設備
	95. 排水設備	95. 排水設備
96. 排水設備	96. 排水設備	96. 排水設備
	97. 排水設備	97. 排水設備
98. 排水設備	98. 排水設備	98. 排水設備
	99. 排水設備	99. 排水設備
100. 排水設備	100. 排水設備	100. 排水設備
	101. 排水設備	101. 排水設備
102. 排水設備	102. 排水設備	102. 排水設備
	103. 排水設備	103. 排水設備
104. 排水設備	104. 排水設備	104. 排水設備
	105. 排水設備	105. 排水設備
106. 排水設備	106. 排水設備	106. 排水設備
	107. 排水設備	107. 排水設備
108. 排水設備	108. 排水設備	108. 排水設備
	109. 排水設備	109. 排水設備
110. 排水設備	110. 排水設備	1

	ｸﾞﾗｽﾏﾙﾌ保溫槽	ｵｰｼｱﾝ保溫槽	ｶﾞﾗｯｼｬﾌﾀｰﾑ保溫槽	
衛生設備 空調設備	給水管		-	・屋外 ・ﾋﾞｯﾄ内
	排水管		-	-
	消火管	-	-	・屋外 ・ﾋﾞｯﾄ内
	給湯管	-	-	・屋外 ・ﾋﾞｯﾄ内
	温水管	-	-	-
	冷水管	-	-	-
	冷温水管	-	-	-
	ドレン管	-	-	-
風道	ｸﾞﾗｽﾏﾙﾌ保溫板	ｸﾞﾗｽﾓｰﾙ保溫層	ｵｰｼｱﾝ保溫板	ｶﾞﾗｯｼｬﾌﾀｰﾑ保溫層
	矩形風道	-	-	-
円形風道	-	-	-	-
特記				

小口仕切取付要領図

処分条件

建設副産物の処理については再資源化に努めるとともに再生資源の利用の促進に関する法律・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進事業に従い指定された方法により適正に処理を行うこと。

また、工事に関しては、工事着手時に「産業廃棄物処理計画書」、処完了時に「産業廃棄物処理報告書」を提出すること。

分別品目	処分条件等
○がれき類 (コンクリート塊、アスファルト類)	・中間処理場へ搬出
●プラスチック	
○ガラス、陶磁器くず	
○金属くず	

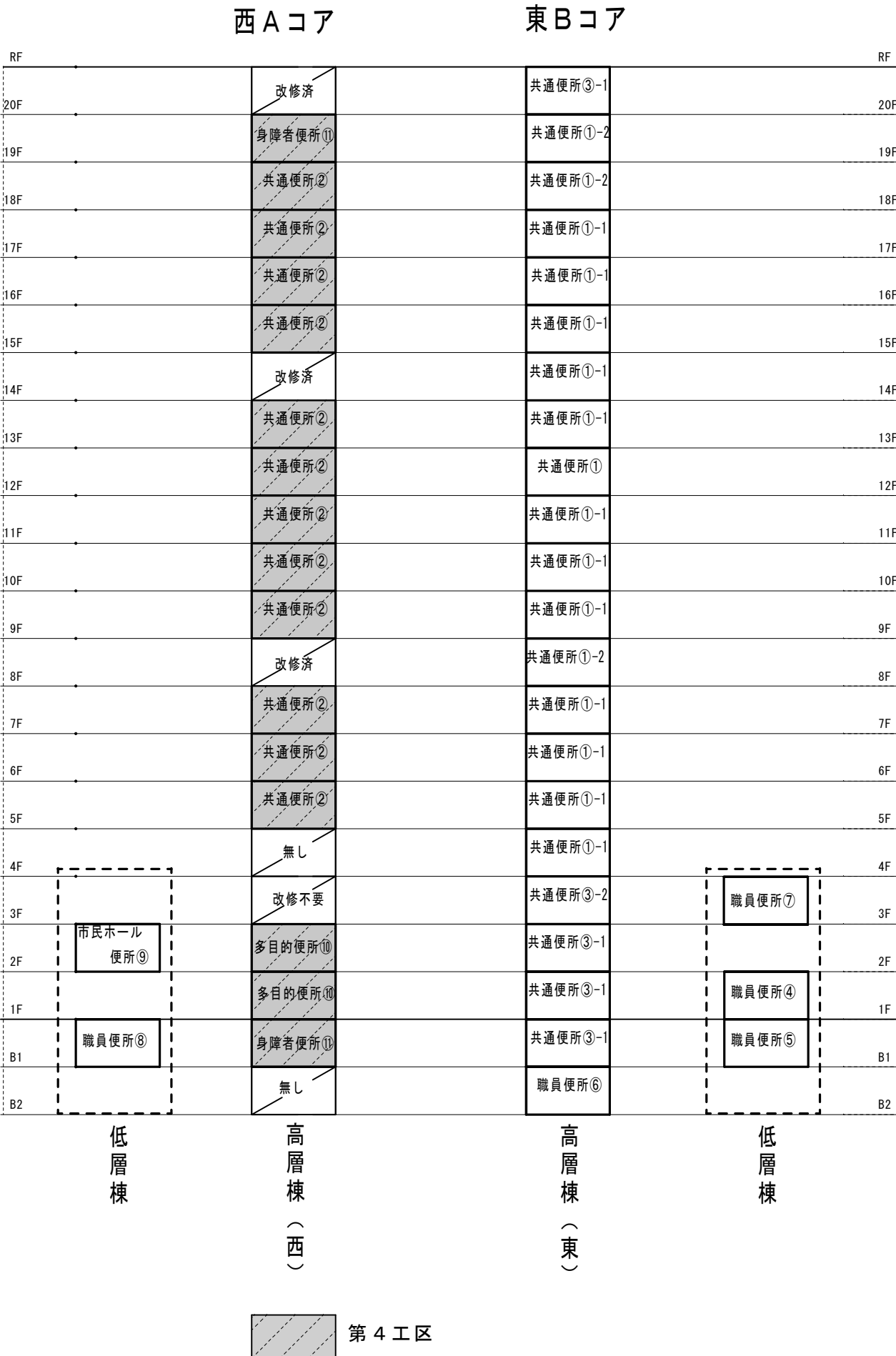
産業廃棄物処理業者へ委託する場合は、マニフェストシステムによる。
フロン処理の流れ

```

graph TD
    A[現場にてフロン回収] --> B[回収業者に一時保管]
    B -- "輸送" --> C["処理工場"]
    C -- "証明書発行" --> D[ ]
  
```

	工 事 内 容	機械工事	建築工事	電気工事
機器の基礎	屋内設機（※台-ﾌﾟﾗﾝｷﾞﾄﾞ除外）			
	屋外设機（※台-ﾌﾟﾗﾝｷﾞﾄﾞ除外）			
	屋上設機（※台-ﾌﾟﾗﾝｷﾞﾄﾞ除外）			
	※台-ﾌﾟﾗﾝｷﾞﾄﾞ			
	特記した基礎			
	補強を要するもの			
	補強を要しないもの			
	※架-梁、柱、壁			
	鉄骨造型枠			
	軽重量鉄骨下地、天井			
	※引-びり筋の巻込み			
	補強を要するもの			
	補強を要しないもの			
	機器の配管接続	社製開口部の補強		
社製開口部の養生				
ケーブル・変換の穴開け				
点検口				
床、壁、天井				
ダクト、チャンセルの増設フランジ含む				
通溝フード				
流し台				
防虫網				
下水管路のマニホールド				
排水管止水用の膜				
フロアガスボンベ用				
機械設置機器部屋の制御盤区間の配管配線（接地共）				
機械設置機器部屋の制御盤の電源供給及び配管配線				
機械設置自動制御と電気設備制御室との電源供給				
機器と操作スイッチとの渡り配管・端子ボックス				
機器と操作スイッチとの渡り配線				
機器と操作スイッチ				
遠程知能から運転制御盤を経て防護ダンパー及び排煙口に至る配管配線				
小便器具用水装置制御盤以降の配管配線				
電極棒				
別途機能などへの接続				
ガス漏れ検知器	検知器及びガスマーナーへの配管配線			

取扱業務委託（第４工区）	設計年月
	R8.06
縮尺	図書番号
N O S C A L E	M - 〇 2



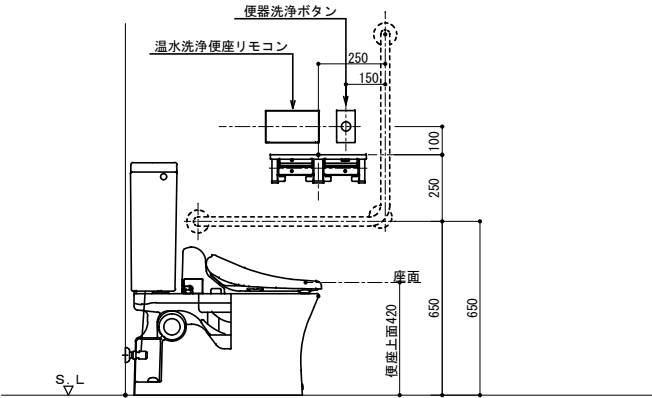
項番	作業特記事項
1	施設を供用しながらの工事なので、施設利用者に配慮し、場合により動線等も優先させること。
2	騒音・臭気についても庁内に影響しないように十分に配慮すること。
3	工事が可能な時間帯は9時から18時を基本とするが、工事中に粉塵、臭気等の影響が大きい場合、監督員と協議すること
4	閉庁日に工事を行う場合は、施設管理側へ所定の手続きを行うこと。
5	資材搬出入において荷台等を使用する際は棟内を汚損させないよう適切な養生を行うこと。
6	作業員については、庁内の便所を使用してよい。
7	喫煙する場合は庁内の指定場所のみとし、他は禁煙とする。
8	EVは高層棟東側便所（Bコア）を改修する場合、人荷用EV、高層棟西側便所（Aコア）を改修する場合は、西側エレベーター、北側低層棟を改修する場合は、北側低層棟EVを利用するものとする。
9	利用する日時等については、監督員と協議すること。
10	また、利用する場合はEV内および搬入通路に養生等を行うこと。
11	資材置場は作業当日の搬入荷ほども等の利用を想定しているため、閉庁日のみの使用を想定している。
12	利用する日時等については、監督員と協議すること。
13	市庁舎駐車場内は資材置き場内を含め禁煙とする。
14	資材置き場は別途工事業者も使用するので、適宜調整を行うこと。
15	資材置き場内を汚損又は損傷させた場合は現状復旧を行うこと。
16	市庁舎駐車場の誘導員が利用するガードマンボックスへの出入りを妨げないこと。
17	工事車両の出入り時は徐行運転により走行し、事故発生の防止に万全の措置を講ずること。
18	既存の便器を撤去、新規便器の搬入は週末に行う。
19	東側貨物エレベーター前に資材置き場を設ける場合は、資材はコーンとバーで囲いブルーシートをかけ保管する。
20	処理水（中水）と水道水（上水）の配管接続には誤接合に気を付けて器具取付後出水・止水の確認を行う事。

凡 例			
記 号	名 称	使用材料及び備考	規 格
—— — — — —	処 理 水 管 （ 中 水 ）	水道用ポリ粉体ライニング鋼管 （ P A ）	JWWAK116
—— — — — —	水 道 水 管 （ 上 水 ）	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （ V B ）	JWWAK116
.....}.....	汚 水 管 （ 既 設 ）	排水用铸铁管 （ C I P ）	HASS 210
—————	耐 火 塩 ビ 管 （ 屋 内 ）	耐火性ポリ塩化ビニル管 （ F V P ）	国交省・消防認定品
-----	既 設 配 管		
———	切り離し・接続		
//////	撤 去 範 囲		

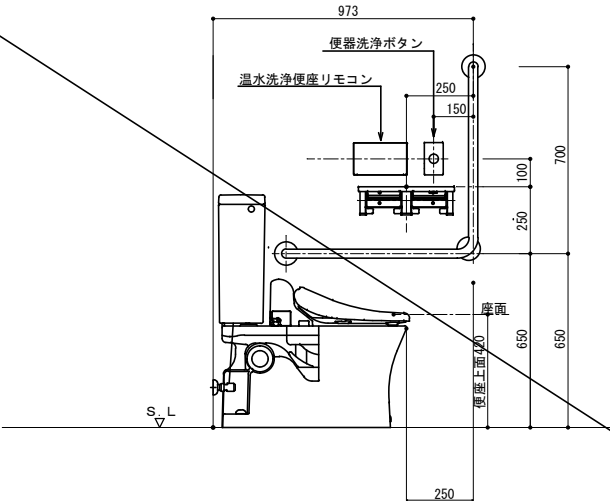
器具名称	参考品番	仕様
洋風大便器	CS597BS	ロータンク、節水型
温水洗浄便座	TCF5841AUPR	便蓋無し、発電式リモコン、温風乾燥、自動洗浄機能
紙巻器	YH701	二連式、ステンレス製、棚板付き
L型手すり	既設品	

適用便所

- ・西側Aコア身障者多目的便所⑩, ⑪
（地下1階. 1階. 2階. 19階）



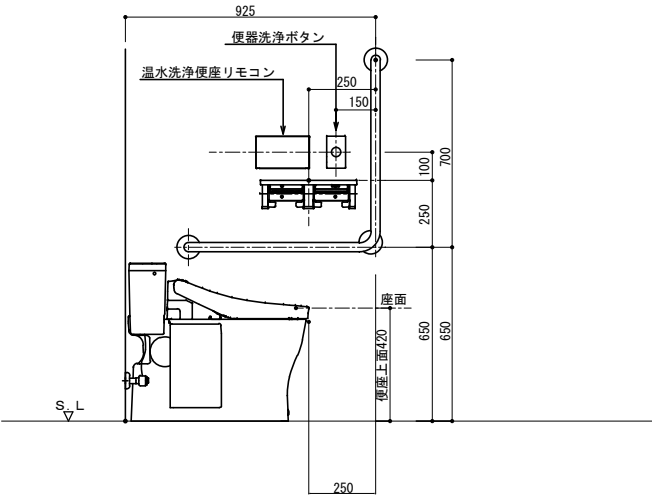
器具名称	参考品番	仕様
洋風大便器	CS597BS	ロータンク、節水型
温水洗浄便座	TCF5534AUY	便蓋無し、発電式リモコン、自動洗浄機能、擬音装置付
紙巻器	YH701	二連式、ステンレス製、棚板付き
L型手すり	T112CL9	L型（700×700H×90D）、SUS304+樹脂被覆、被覆（固定金具）Φ34



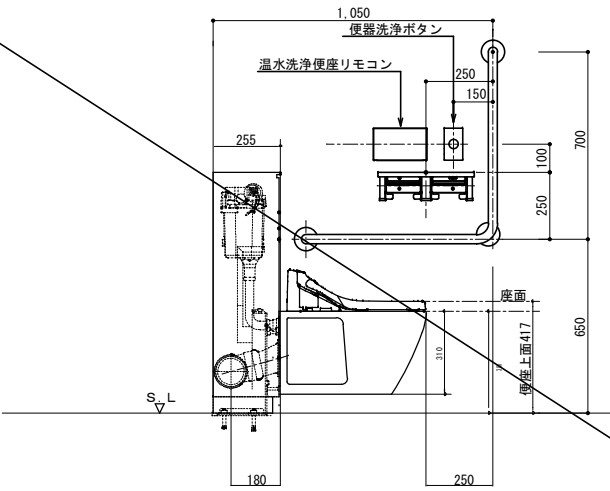
器具名称	参考品番	仕様
洋風大便器	CFS498BY	フラッシュタンク式、節水型
温水洗浄便座	TCF5534AUY	便蓋無し、発電式リモコン、自動洗浄機能、擬音装置付
紙巻器	YH701	二連式、ステンレス製、棚板付き
L型手すり	T112CL9	L型（700×700H×90D）、SUS304+樹脂被覆、被覆（固定金具）Φ34

適用便所

- ・西側Aコア共通便所②
（5～7階, 9～13階, 15～18階）



器具名称	参考品番	仕様
洋風大便器	UAXC3C1A	ライニング付壁掛け洋風便器ユニット
温水洗浄便座	TCF5534AUY	便蓋無し、発電式リモコン、自動洗浄機能、擬音装置付 リモコン便器洗浄ユニット
紙巻器	YH701	二連式、ステンレス製、棚板付き
L型手すり	T112CL9	L型（700×700H×90D）、SUS304+樹脂被覆、被覆（固定金具）Φ34
ライニングユニット		



特記事項
図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。
○A1サイズの場合、1／2とする。
・A2サイズの場合、7／10とする。

久留米市
都市建設部設備課

設計事務所
コガ企画サービス
久留米市安武町武島

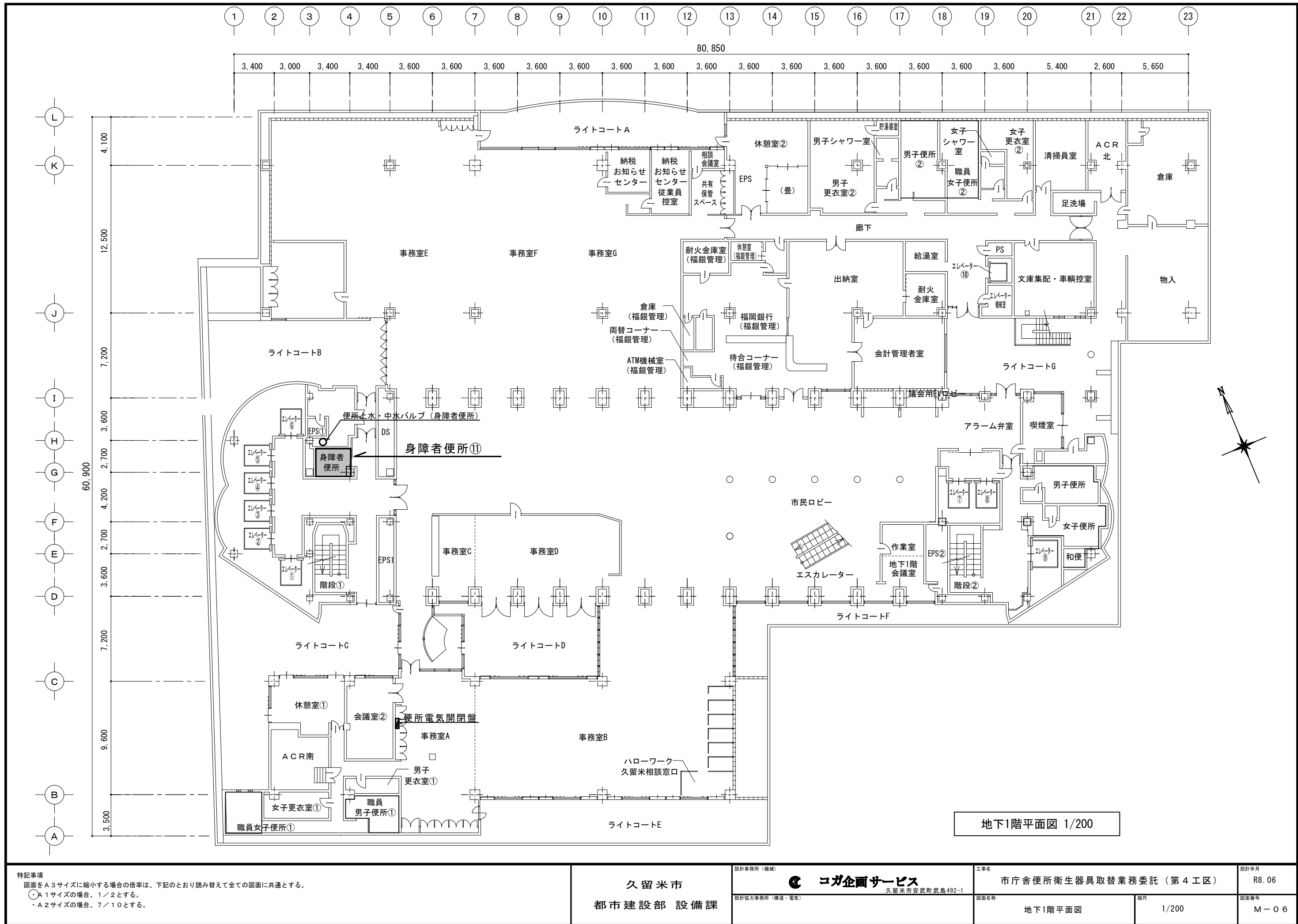
工事名
市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）

設計年月
R8.06

図面名称
操作機器等配置図

縮尺
1/20

図面番号
M-05



特記事項
図面をA 3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。
○ A 1サイズの場合、1/2とする。
・ A 2サイズの場合、7/10とする。

久留米市
都市建設部 設備課

設計事務所（機械）
コガ企画サービス
久留米市安武町武島492-1
設計協力事務所（構造・電気）

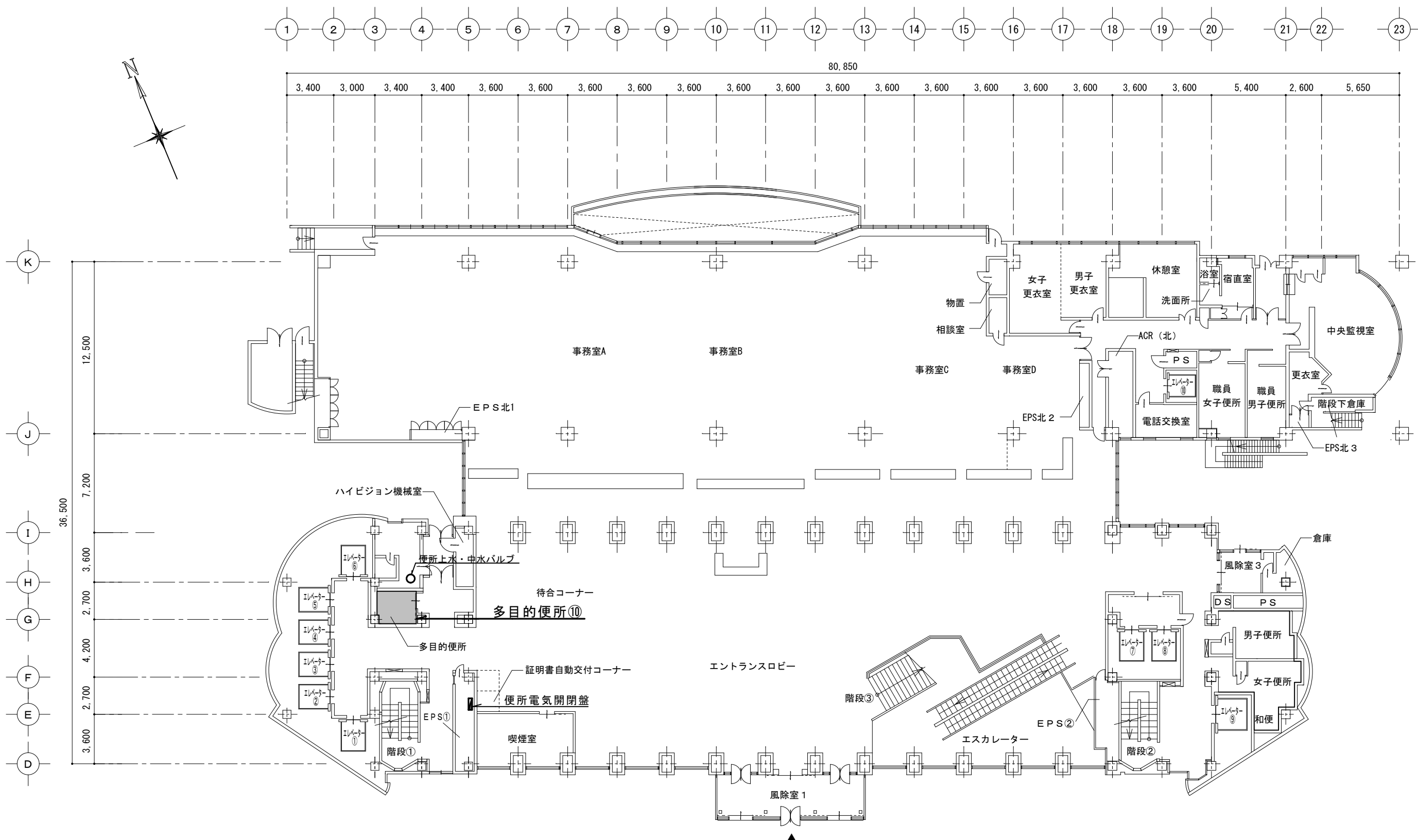
工事名
市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）

設計年月
R8. 06

図面名称
地下1階平面図

縮尺
1/200

図面番号
M-06



1階 平面図 1/200

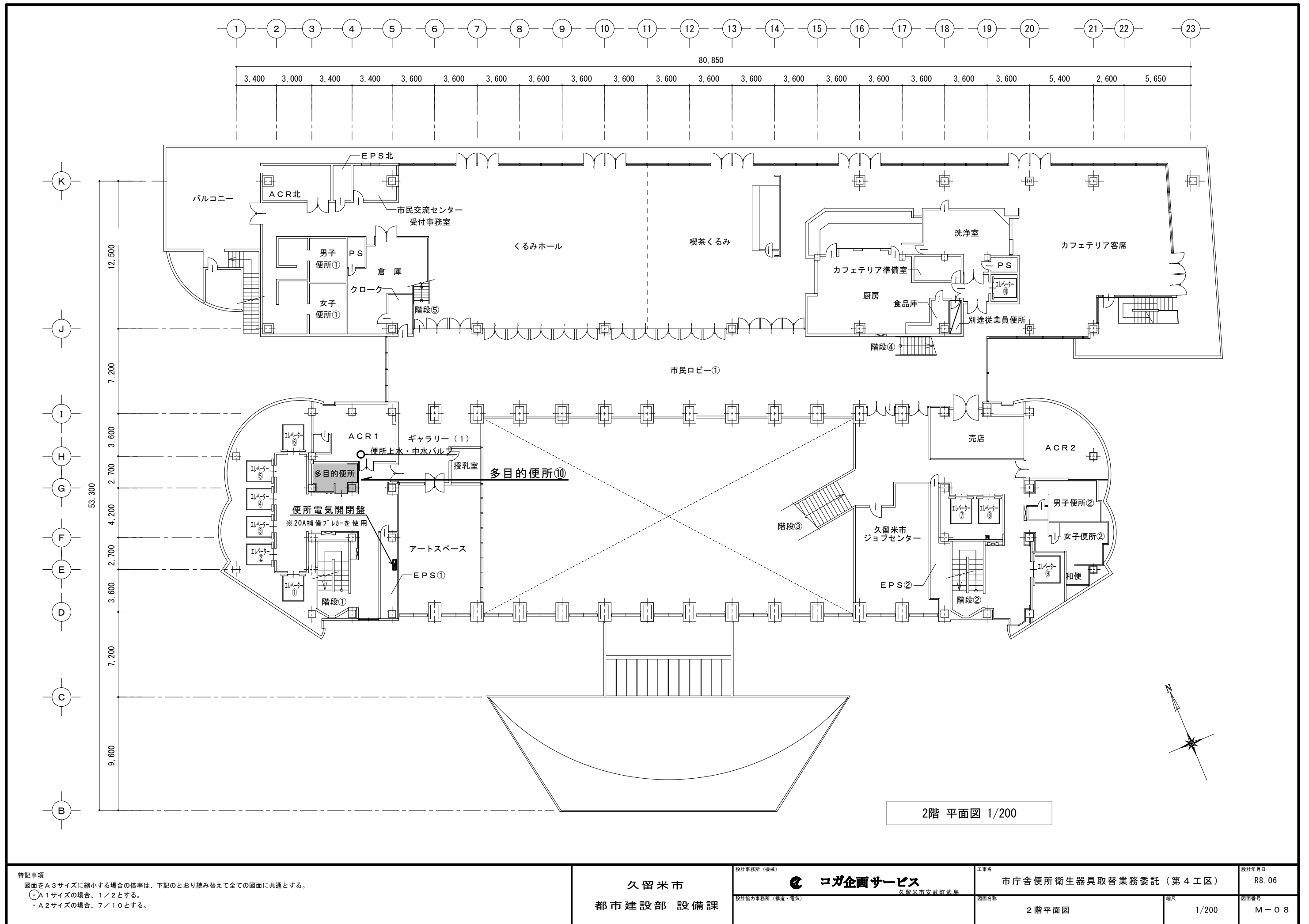
特記事項
図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。
・A1サイズの場合、1/2とする。
・A2サイズの場合、7/10とする。

久留米市
都市建設部 設備課

設計事務所（機械）
コガ企画サービス
久留米市安武町武島
設計協力事務所（構造・電気）

工事名
市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）

図面名称
1階平面図
縮尺
1/200
図面年月
R8.06
図面番号
M-07

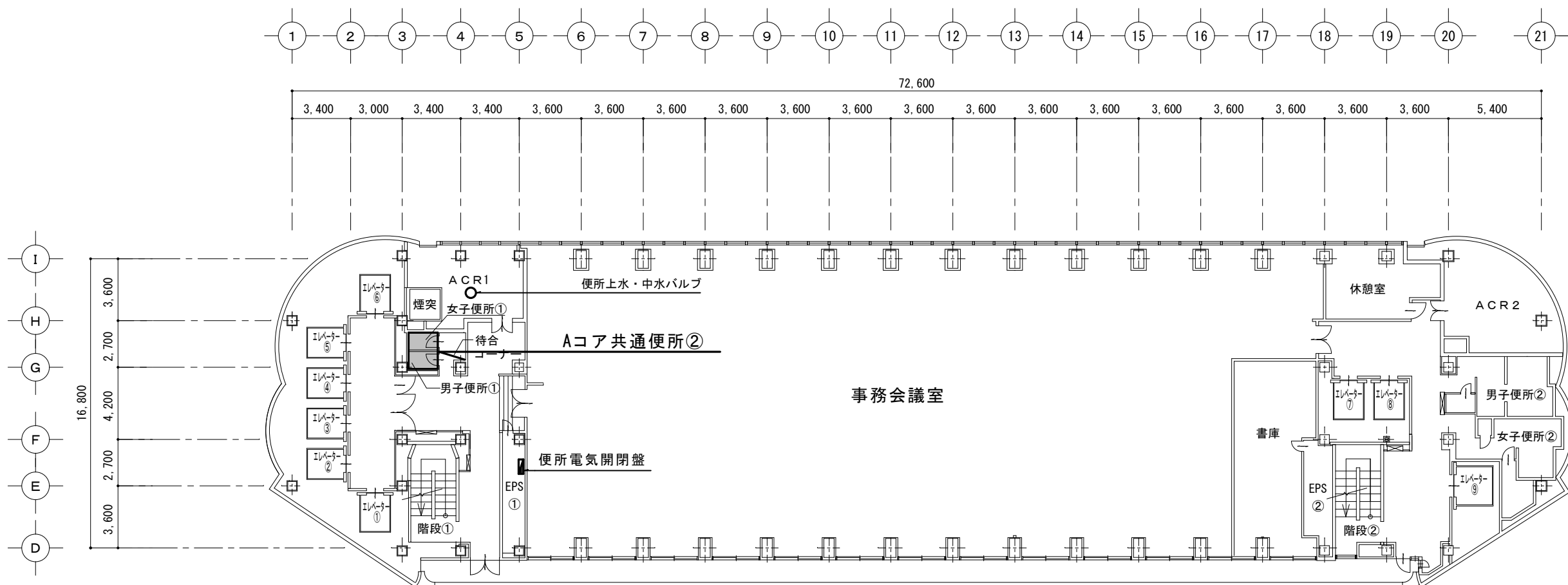


特記事項
図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。
○ A1サイズの場合、1/2とする。
・ A2サイズの場合、7/10とする。

久留米市
都市建設部 設備課

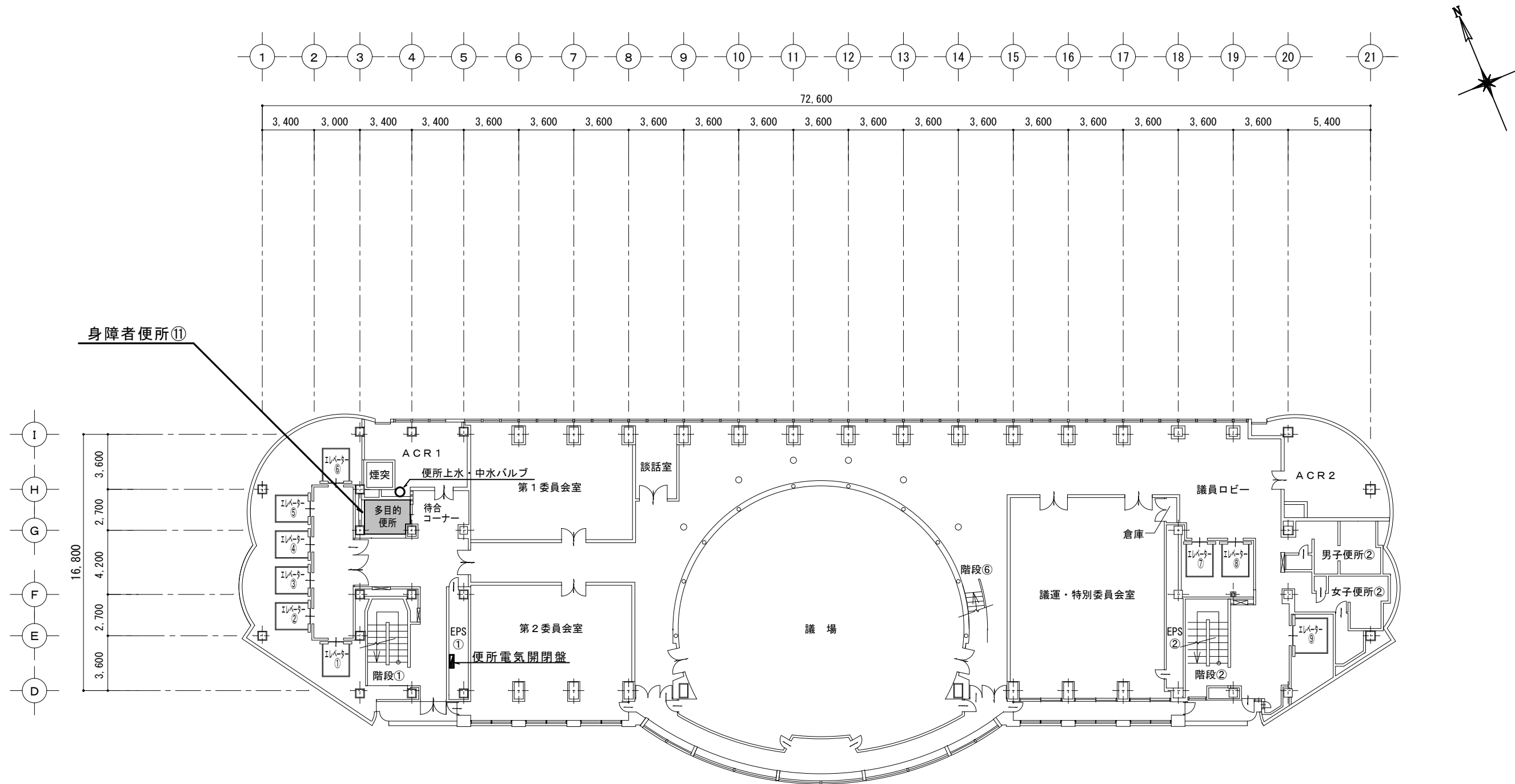
設計事務所 (機械) **コガ企画サービス** 久留米市安武町武島
設計協力事務所 (構造・電気)

工事名 市庁舎便所衛生器具取替業務委託 (第4工区) 設計年月日 R8.06
図面名称 2階平面図 縮尺 1/200 図面番号 M-08



5～7階, 9～13階, 15～18階 平面図 1/200

特記事項 図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。 ・A1サイズの場合、1／2とする。 ・A2サイズの場合、7／10とする。	久留米市 都市建設部 設備課	設計事務所（機械）  コガ企画サービス 久留米市安武町武島	工事名 市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）		設計年月 R8.06
			図面名称 5～7階, 9～13階, 15～18階共通階平面図	縮尺 1/200	図面番号 M-09



19階 平面図 1/200

特記事項
図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。
・A1サイズの場合、1/2とする。
・A2サイズの場合、7/10とする。

久留米市
都市建設部 設備課

設計事務所（機械）
コガ企画サービス
久留米市安武町武島
設計協力事務所（構造・電気）

工事名
市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）

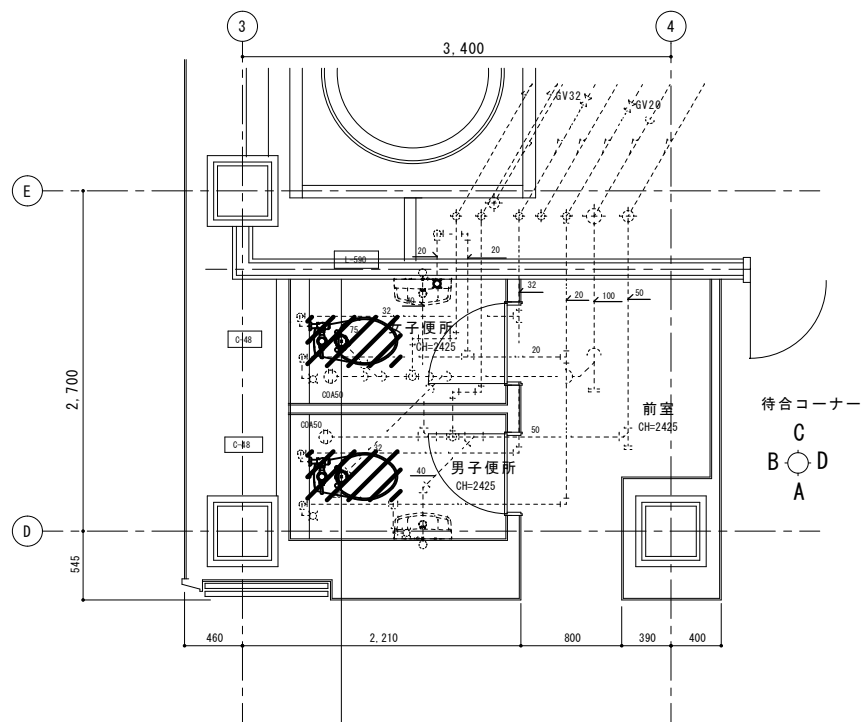
設計年月
R8.06

図面名称
19階平面図

縮尺
1/200

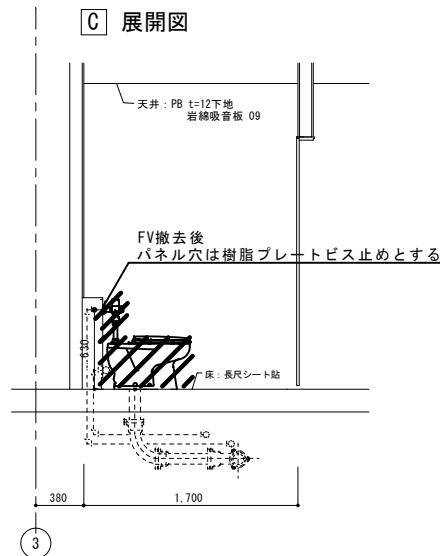
図面番号
M-10

【撤去図面】



平面図

C 展開図



男子便所C面

撤去衛生器具表

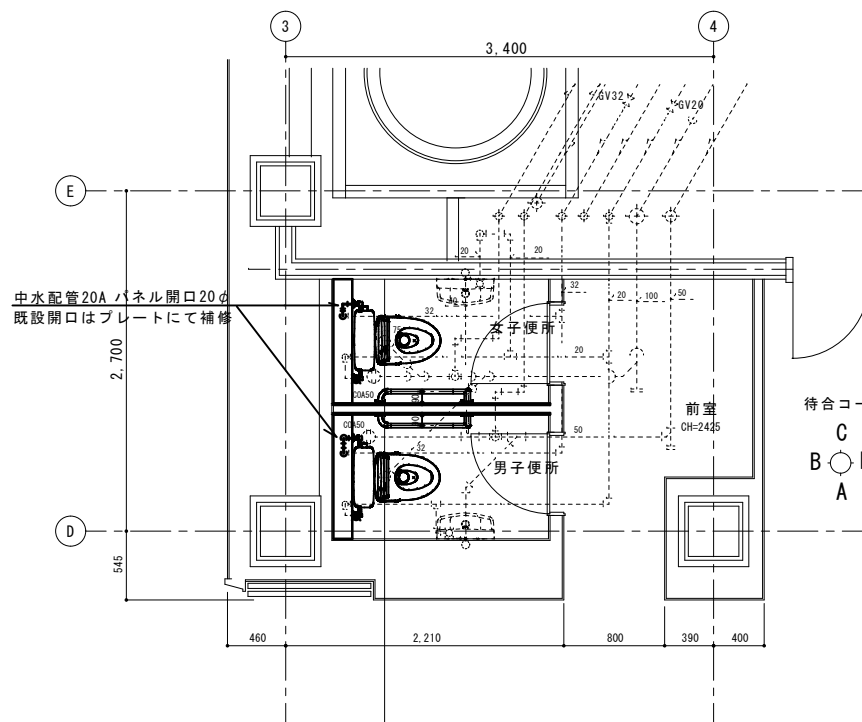
器具名称	参考品番	仕様(参考品番)	男子便所	女子便所	合計
洋風大便器(フラッシュ型)	C48	TV750SR・T52S32R・TC27IN・紙巻器TS116WAY	1	1	2

※撤去に伴い生じたビス穴は化粧カバーにより補修する事。

実線(太線): 撤去部分を示す。

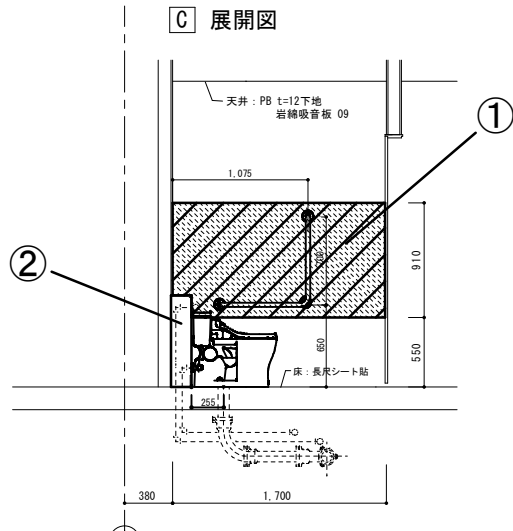
点線(細線): 既設を示す。

【改修図面】



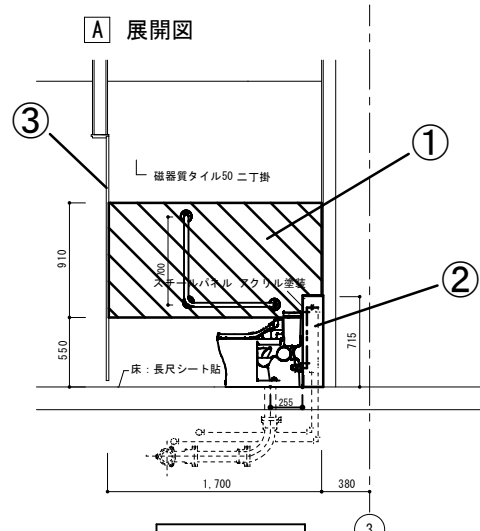
平面図

C 展開図



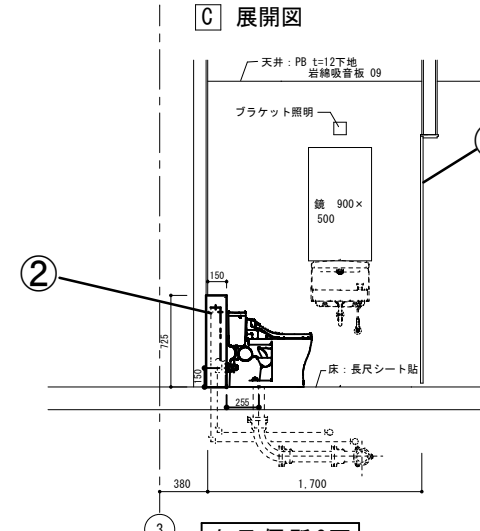
男子便所C面

A 展開図

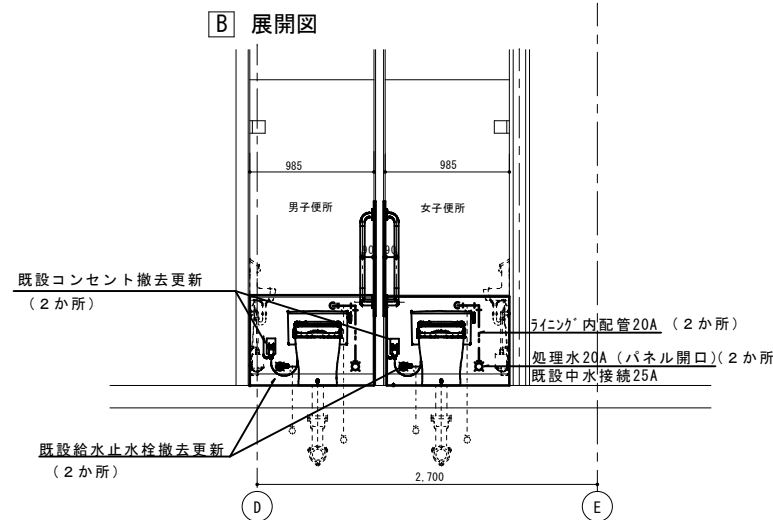


女子便所A面

C 展開図



女子便所C面



便所B面

※補強仕上り仕様

- ① ■ 5F～7F、9F～13F、15F～18F 【壁手摺取付部】12箇所
既存: 軽鉄+PB12下地、50ニ丁掛タイル仕上
改修: PB12+タイル部分撤去し、補強耐水ベニヤ+45ニ丁掛タイル仕上(15*10取合いシーリングMS-1)
- ② ■ 5F～7F、9F～13F、15F～18F 【洋便ライニング部】12箇所
既存: スチール製、タイル塗装
改修: 下地調整の上、タイル塗装
- ③ ■ 【トイレスリ】
既存: スチール製(t=1.6) 40mmサイズ タイル塗装仕上
改修: ドア戸当り取付

衛生器具表

器具名称	参考品番	仕様(参考品番)	男子便所	女子便所	合計
洋風大便器(フラッシュ型)	CFS498BY	節水型・便蓋無し温水洗浄便座TCF5534AUY、発電式自動洗浄・凝音装置付・YH701二連棚付SUS紙巻器	1	1	2
L型手すり	T112CL9	700×700H×90D、SUS304+樹脂被覆、被覆(固定金具) Φ34	1	1	2

特記事項

図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおり読み替えて全ての図面に共通とする。

○ A1サイズの場合、1/2とする。

・ A2サイズの場合、7/10とする。

久留米市

都市建設部設備課

設計事務所

コガ企画サービス

久留米市安武町武島

設計協力事務所(構造・電気・機械)

業務名

市庁舎便所衛生器具取替業務委託(第4工区)

図面名称

西側Aコア共通便所② 衛生撤去改修図
(5～7階、9～13階、15～18階)

縮尺

S=1/30

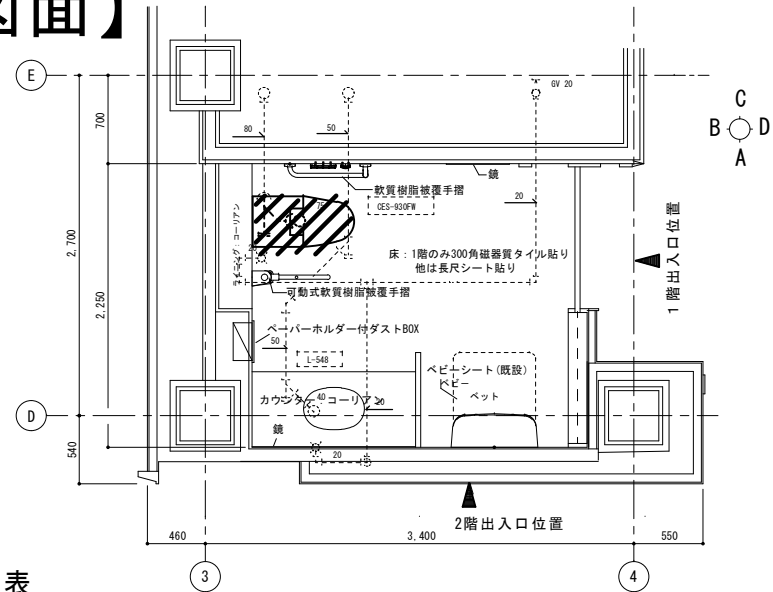
設計年月

R8.06

図面番号

M-11

【撤去図面】



撤去衛生器具表

器具名称	参考品番	仕様(参考品番)	多目的便所
洋風大便器(ロータンク型)	CFS930FW	タンク一体型・ウォシュレット・リモコン共	1

1～2階

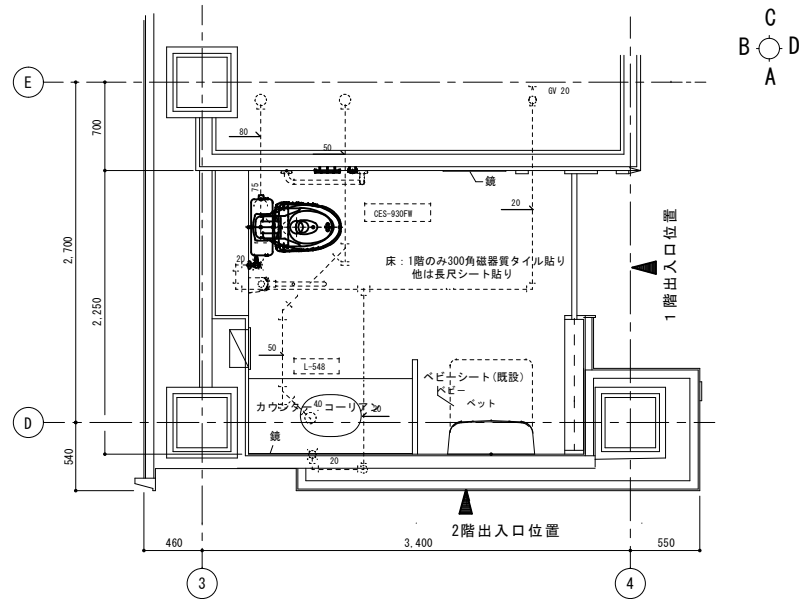
多目的便所⑩ 1/30

※撤去に伴い生じたビス穴は化粧カバーにより補修する事。

実線(太線): 撤去部分を示す。

点線(細線): 既設を示す。

【改修図面】



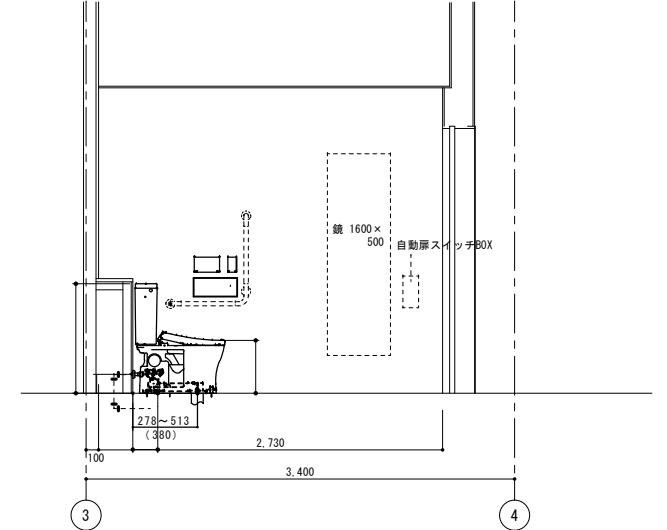
衛生器具表

器具名称	参考品番	仕様(参考品番)	多目的便所
洋風大便器(ロータンク型)	CS597BMS	節水型・便蓋無し温水洗浄便座TCF5841AUPR、発電式自動洗浄・温風乾燥付・YH701二連棚付SUS紙巻器	1

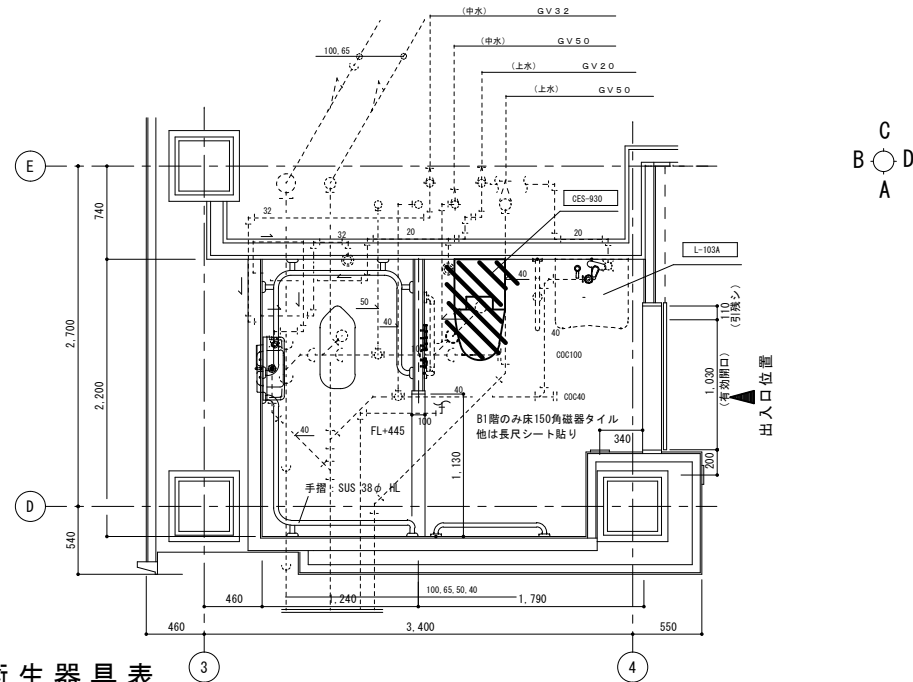
1～2階

多目的便所⑩ 1/30

C 展開図



西側Aコア多目的便所⑩(1～2階)



撤去衛生器具表

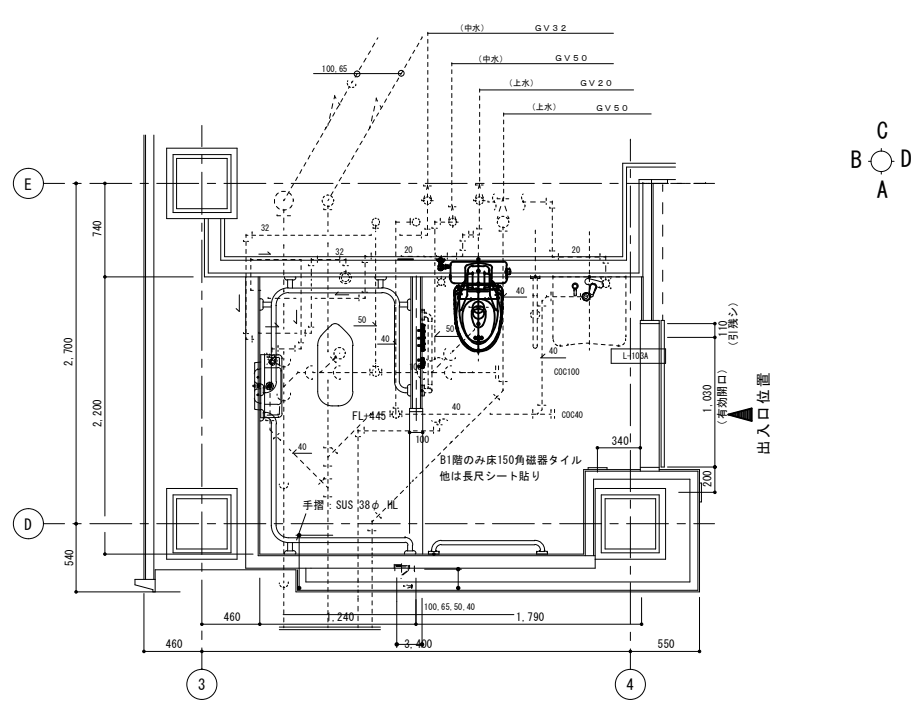
器具名称	参考品番	仕様(参考品番)	身障者便所
洋風大便器(ロータンク型)	CFS930FW	タンク一体型・ウォシュレット・リモコン共	1

地下1階・19階

身障者便所⑪ 1/30

※撤去に伴い生じたビス穴は化粧カバーにより補修する事。

実線(太線): 撤去部分を示す。 点線(細線): 既設を示す。



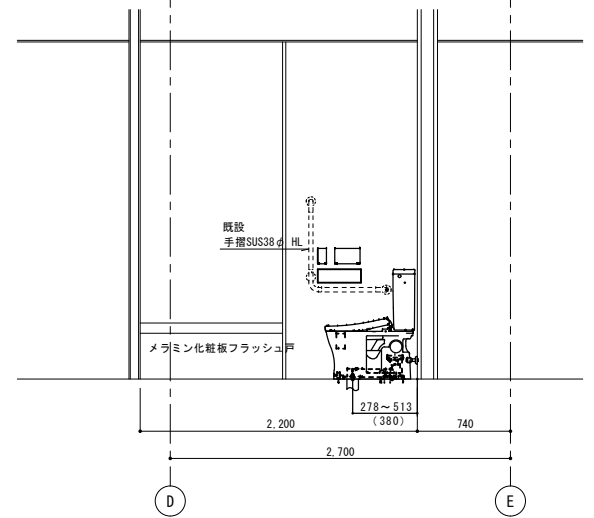
衛生器具表

器具名称	参考品番	仕様(参考品番)	身障者便所
洋風大便器(ロータンク型)	CS597BMS	節水型・便蓋無し温水洗浄便座TCF5841AUPR、発電式自動洗浄・温風乾燥付・YH701二連棚付SUS紙巻器	1

地下1階・19階

身障者便所⑪ 1/30

B 展開図



西側Aコア身障者便所⑪(地下1階・19階)

特記事項

図面をA3サイズに縮小する場合の倍率は、下記のとおりに読み替えて全ての図面に共通とする。

○A1サイズの場合、1/2とする。

・A2サイズの場合、7/10とする。

久留米市

都市建設部設備課

設計事務所

コガ企画サービス

久留米市安武町武島

業務名

市庁舎便所衛生器具取替業務委託(第4工区)

設計年月日

R8.06

設計協力事務所(構造・電気・機械)

図面名称 西側Aコア身障者多目的便所⑩・⑪

衛生撤去改修図(地下1階・1～2階・19階)

縮尺

S=1/30

図面番号

M-12